

様

厚生労働省大臣官房総務課
公文書監理・情報公開室

審査請求書の補正について(依頼)

令和6年8月10日付けで提出いただきました審査請求書(同月16日受付、写しを同封しています。)について確認が必要な点がありますので、下記の1のとおり補正の依頼をさせていただきますので、下記の2の提出先あてに、下記の3の提出期限までにご提出してください。

記

1. 補正が必要な事項

- ・処分庁の教示の有無及び内容について

「処分庁の教示の有無及びその内容」の記載がありませんでしたので、教示の有無について、別紙「補正書」にてご回答ください。

(※)行政不服審査法(平成二十六年 法律第六十七号)抜粋

第十九条 (略)

- 2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 審査請求に係る処分の内容
- 三 審査請求に係る処分(当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定)があったことを知った年月日
- 四 審査請求の趣旨及び理由
- 五 処分庁の教示の有無及びその内容
- 六 審査請求の年月日

(略)

2. 提出先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室公開第二係 あて

3. 提出期限

令和6年9月13日(金) (必着)

令和 年 月 日

補 正 書

請求人の名称 _____

・ 連絡先（日中連絡を取れる電話番号）

電話 _____

住所 _____

令和6年8月23日付け補正依頼について、下記のとおり補正します。

記

1. 処分庁である厚生労働省より「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。（どちらかを○で囲ください）

有 無

以上

審査請求書

厚生労働大臣 殿

次のとおり審査請求をします。

第1 審査請求人の氏名及び住所

[Redacted]

第2 審査請求に係る処分の内容等

1 審査請求に係る処分の内容

厚生労働大臣（以下「処分庁」という。）の令和6年8月8日付け審査請求人に対する行政文書開示決定処分（厚生労働省発基 0808 第8号。以下「原処分」という。）

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和6年8月10日

第3 審査請求の年月日

令和6年8月10日

第4 審査請求の趣旨

原処分を取り消す。

との裁決を求める。

第5 審査請求の理由

原処分の2 不開示とした部分とその理由欄には、不開示部分として「滞納処分の手法及び管理に係る記載」と記載されているに留まる。

「徴収関係事務取扱手引Ⅱ（滞納処分）令和3年3月 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課」（以下「対象文書」という。）は、356頁の大部にわたる文書であり、その不開示部分は、審査請求人が過去に開示を受けた文書によれば、語句ないし行単位で個別に不開示とされているにもかかわらず、原処分では、各不開示部分を特定する記載はなく、原処分の契機となった裁決の内容からある程度不開示部分を予測することはできるものの、原処分の内容だけでは、審査請求人が具体的な不開示部分を特定することが困難である。

また、不開示部分ごとに適用規定が微妙に異なるにもかかわらず、2 不開示とした部分とその理由欄では、各不開示部分がいずれの規定に該当するのかが明示されておらず、しかも、それぞれの不開示部分が当該規定に該当すると判断した具体的理由についても示されていない。

したがって、原処分は、処分庁が対象文書のどの部分をどのような根拠で不開示としたのかが審査請求人に明らかでなく、行政手続法第8条の規定による理由提示としては、不十分なものといわざるを得ない。

したがって、原処分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項及び行政手続法第8条に違反するものとして取消しを免れないと思量する。

なお、処分庁においては、対象文書を紙媒体のほか、電磁的記録（Word及びPDF）により保有しているところ、原処分の3 開示の実施の方法等の欄において、これらの電磁的記録の開示を受ける場合の開示の実施方法等について記載がないことは不適當であると考えます。



令和6年8月10日

厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室 御中

審査請求書の提出について

見出しのことについて、別紙のとおり提出いたします。
お手数おかけしますが、よろしくお願いいたします。

TEL: [REDACTED]